

第1618回島根県教育委員会会議録

日時	令和4年3月28日
自	13時30分
至	16時10分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

- 第39号 行政手続における押印等の見直し等に伴う島根県教育委員会規則等の一部改正について (総務課)
- 第40号 人事評価の給与反映にかかる関係規則の一部改正について (総務課)
- 第41号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)
- 第42号 文書の左横書き実施要領の一部改正について (総務課)
- 第43号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について (総務課)
- 第44号 島根県教育庁等公印規程の一部改正について (総務課)
- 第45号 島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部改正について

_____以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第92号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)
- 第93号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について (教育指導課)
- 第94号 令和4年度県立高等学校への学校運営協議会設置について (教育指導課)
- 第95号 ICTを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定の継続について (特別支援教育課)
- 第96号 令和4年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について (特別支援教育課)
- 第97号 令和3年度島根県体育・健康優良学校等表彰について (保健体育課)
- 第98号 令和3年度島根県青少年芸術文化表彰 (知事表彰・第2期分) について (社会教育課)
- 第99号 令和3年度島根県児童生徒学芸顕彰 (教育長顕彰・第2期分) について (社会教育課)

- 第100号 文化財 (登録有形文化財) の登録について (文化財課)

_____以上原案のとおり了承

(承認事項)

第12号 島根県立古代出雲歴史博物館の休館について（文化財課）

—————以上原案のとおり承認

—非公開—

(議決事項)

第46号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」の実施について（学校企画課）

第47号 令和4年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について（教育指導課・特別支援教育課）

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第101号 令和4年度教育委員会事務局等職員定期人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）

第102号 令和4年春の叙勲内示について（総務課・保健体育課）

第103号 特別支援学校聴覚障がい教育専任教員の認定及び配置について（特別支援教育課）

—————以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題、議決第47号
福間参事	公開議題
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、議決第46号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題、議決第47号、 報告第103号
舟木保健体育課長	公開議題、報告第102号
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	7件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	9件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	3件
	その他事項	0件
署名委員	林 委員	

議決第 39 号 行政手続における押印等の見直し等に伴う島根県教育委員会規則等の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 1 の 1 ページをお願いします。1 改正理由であるが、冒頭にあるように、令和 3 年 2 月頃より、県民サービスの向上等を目的として、行政手続における押印、署名の見直しを全庁的に進めているところである。ここでいう押印、署名については、県民等から県へ提出する書類への県民の押印や署名、県で作成する文書への公印の押印、教育委員会内の手続における押印など様々なものがある。このうち、県民等から県へ提出する書類への押印や署名の見直しについては、昨年 11 月のこの会議で所要の規則改正を付議し、議決をいただいたところである。今回は、主として県で作成する文書への公印の押印、教育委員会内の手続における押印の見直しについての改正をお諮りするものである。また、一部の規則においては、県民等から県へ提出する書類への押印もわずかだが残っていることから、それらの見直しについても併せてお諮りする。今回、議決をいただき改正となると、当初方針に沿った押印等の見直しに係る規則等の改正がひととおり完了することになる。なお、本日は、関係する規則等の数が多く、所管課も複数にまたがることから、わたしの方で一括して説明させていただく。

ここで資料にはないが、先ほど触れた公印の押印について補足する。今回、改正する規則等の中には、県から外部に発出する書類への公印の押印について規定しているものはない。今回の改正に関わるのは、たとえば、所属長から教育委員会への報告における所属長の公印など、あくまでも教育委員会内の手続におけるものとなる。外部に発出する文書への公印の押印については、多くは従来から運用レベルで行っており、以前には一般的な通知等にも公印を押印していたが、一連の見直しの中で、権利義務の発生に係る文書（許認可の通知等）や、特定の事実を証明する文書を除き、公印の押印をしないこととして、すでに運用の見直しを行っている。以上、公印の押印に関して、補足である。

それでは、資料に戻って、点線の囲みで、見直しの基本的な考え方をお示ししている。（1）にあるとおり、教育委員会内の手続における押印等については、廃止することによって却って手間が増えるもの、儀礼的な押印等を除き、廃止することとしている。具体的には、服務上の手続に係る職員の押印や、先ほども触れた各所属から教育委員会への報告に係る所属長の公印などがこれに該当する。また、（2）の県民等から県に

提出する書類への押印等の見直しについては、11月のこの会議でお諮りした際と同様の考え方となっている。

2 改正する規則等は、計8件となる。

3 改正の内容と併せて、これより御説明する。なお、具体的な内容については、別冊資料となる。それぞれの規則等について、新旧対照表、様式をまとめたものとなっているが、改正する規則等が多く、また、資料のページ数もかなり多いものとなった関係から、それらの概要について、別紙1及び別紙2にまとめている。また、別冊資料の新旧対照表について補足をさせていただく。様式についてであるが、一般的な新旧対照表は、改正前と改正後をそれぞれ対比して見える形であるが、今回は様式についてはそうではなく、11月のこの会議の際と同じように、改正前の様式に朱書で見え消しをする形（×印を付すなど）としている。

1の2ページをお願いします。別紙1が規則等の一覧となり、各規則等の改正の概要なども、併せて記載している。

1の3ページをお願いします。別紙2は、改正する様式を一覧にしたものとなる。廃止する押印の種別を冒頭の凡例に従って、押印の廃止欄に示している。それ以外の改正がある場合は、その他の改正欄に記載している。それでは、具体的な改正内容について御説明するが、時間に限りもあるので、主な部分をかいつまんで御説明する。

1の2ページにお戻りいただきたい。別紙1で御説明する。No.1 島根県教育庁等職員服務規則であるが、職員の休暇・休業等に係る手続きについて規定している規則となる。こうした手続きで使用する様式から、職員の押印、所属長の公印、教育委員会の公印を廃止するというのが主な改正内容となる。ただし、備考欄に記載している、1ポツ目の代休日指定簿と時間外勤務代休時間指定簿は、職員の押印欄を残すこととしている。代休日指定簿は、祝日等に勤務することになった職員に対して、代休日を指定する際に使用する様式であるが、職員が、例えば多忙により代休日の指定を希望しないことを申し出た場合は、代休日を指定できないため、本人の意図を確認し記録しておく意味合いがあり、引き続き押印欄を残し使用することとしている。時間外勤務代休時間指定簿も同様の趣旨である。また、2ポツ目の、たとえば休暇・欠勤簿などは、所属内で回覧した際の上司や所属長の確認欄があるが、この欄にはチェックしたことを残す意味合いがあり、当欄に押印することで簡易にそれができることから、引き続き確認欄を残して使用することとしている。これらの規程は、教育庁本庁や、教育機関等に勤務する職員を対

象としたものだが、県立学校に勤務する教職員を対象とした同様の規程が、No.4 県立高等学校等の教職員の服務規程となる。改正の内容や考え方は、今、御説明したNo.1 と基本的に同じものとなる。なお、知事部局においても、職員の服務について同様の規程があるが、同じような考え方で改正が行われる予定である。

No.2 島根県教育委員会聴聞手続規則である。県教育委員会が、法令に基づく不利益処分を行う場合、聴聞とって、相手方に意見を述べる機会を与えることが必要となるが、その際の手続きを定めている規則となる。この規則も、調書、報告書への職員の押印を廃止とするが、備考欄に記載しているとおおり、聴聞通知書の押印は継続することとしている。これは、行政処分に伴う文書であり、相手方の権利義務に係るものと整理をして、公印を継続するものである。なお、こちらについても、知事部局で同様の規程を設けており、同じような考え方で改正が行われている。

No.3 学校教育法施行細則である。市町村が新たに学校を設置する場合の県教育委員会への手続き、特別支援学校における児童生徒の障がいの状況等に係る学校長から県教育委員会への通知等について定めるものである。内部手続きであり、基本方針に沿って、いずれも押印を廃止する。

No.5 からNo.8 までの規程についても、それぞれ定めている手続きに係る押印をすべて廃止する。以下、各規程における手続き等について簡単に御説明する。

まず、No.5 公立学校教職員の在籍専従の許可に関する規則である。地方公務員法の規定により、職員は任命権者の許可を受けて職員団体（組合）の業務に専従することが認められているが、公立学校教職員が、いわゆる在籍専従を行う際の手続きを定めるものである。

No.6 技能教育施設の指定等に関する規則施行細則である。学校教育法において、高等学校の定時制又は通信制に在学する生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育施設で教育を受け、それを高等学校の教科の一部の履修とみなすことができる制度が定められているが、その技能教育施設の指定の手続きを定めるものである。

No.7 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則である。こちらは学校医等の職務についての規則になるが、その中で、学校医等の委嘱、解嘱に係る学校長から県教育委員会への意見の申出の手続きについて定めるものである。

No.8 島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則です。生涯学習支援の一環として、東部社会教育研修センター内に、ビデオソフト等の視聴覚教材等を揃えた島

根県視聴覚センターを設置し、ビデオソフト等、視聴覚教材の貸出しを行っているが、そちらの利用手続きについて定めるものである。今御説明した5から8の押印を全て廃止するというものである。以上、8本の規則等に定める手続きについて、一部の押印や決裁欄を継続する旨を御説明したものを除き、押印を廃止することとしている。

1の1ページにお戻りいただきたい。4 施行期日であるが、これら全ての改正について、令和4年4月1日より施行することとしている。

———原案のとおり議決

議決第40号 人事評価の給与反映にかかる関係規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 2の1ページをお願いする。1 改正理由のとおり、2月定例県議会において、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことを受け、関係する規則の改正をお諮りするものである。その規則は、2に記載の計4本となる。以降の説明では、※印のとおり、略称を使って御説明する。

3では、教育委員会で勤務する職員はどの規則が適用されるのか、その関係を表にしたものとなっている。以降の説明では、県立学校の教育職員は「a」、市町村立学校の教職員は「b」というように、それぞれの欄に記載するアルファベットに置き換えて御説明する。

2の2ページをお願いする。4は、2月7日のこの会議でも御説明したが、簡単に振り返る。教育委員会の人事評価制度の対象は、大きく、この（1）と（2）の2つの区分となる。（1）の職員は、先ほどの「a」と「b」の職員となるが、令和4年4月から令和5年3月までの1年間の評価結果を、太矢印のとおり、勤勉手当及び昇給に反映する。以下、この所属を「年度評価所属」として御説明する。

（2）の職員は、先ほどの「c」と「d」の職員となるが、4年度下期の評価結果及び5年度上期の評価結果を、それぞれ太矢印のとおり、勤勉手当及び昇給に反映する。以下、この所属を「上期・下期評価所属」として御説明する。

2の3ページをお願いする。5 関係規則の改正内容である。本日は、まず、このページで改正の内容を御説明し、内容の欄に、四角で囲んだ図1等と記載のある項目は、2の4ページ以降の図や表も使って御説明する。

まず、(1)昇給に係る改正についてである。関係する規則は、「県立規則」「市町村立規則」「初任給規則」の3本の規則となる。①であるが、昇給の勤務成績判定期間を人事評価の評価期間とする規定として、昇給日前における人事評価の評価期間の末日以前1年間と改正するものである。詳細については、2の4ページの図1を御覧いただきたい。現行では、昇給日前1年間で、勤務日数、懲戒処分を勤務成績として確認し、それに応じて昇給を行っている。それに対し、改正後であるが、「a」と「b」の職員、「c」と「d」の職員に分かれているが、それぞれの太枠で色付きの帯を見ていただくと、勤務成績のカッコ書きに、人事評価が加わっているのが見て分かるかと思う。それぞれ異なる人事評価期間が規定上で読み取れるよう、改正するものである。

2の3ページにお戻りいただきたい。次に②であるが、昇給区分Dまたは、Eとする判断について、人事評価の結果・勤務日数・懲戒処分等に基づき、できるよう改正するものである。

2の4ページの図2を御覧いただきたい。さきほどの図1と同じように、勤務成績に人事評価を加え、人事評価・勤務日数・懲戒処分により、昇給区分を判断できるよう、改正するものである。

2の3ページにお戻りいただきたい。③であるが、人事評価期間の異なる所属へ異動した場合の取扱いに係る改正である。年度評価所属と、上期・下期評価所属では、人事評価期間が異なることは、2の2ページでも確認いただいた。そのことに関係して、例えば、学校から事務局への異動のように、人事評価期間が異なる所属へ異動した場合の昇給への反映の取扱いについて定めておく必要がある。なお、改正にあたっては、本則の勤務成績判定期間を人事評価期間とする規定に付随するものであることから、附則での改正となる。

2の5ページの図3を御覧いただきたい。アは学校から事務局へ異動する場合である。異動後の所属は、本来は、前年度の下期の評価結果と今年度の上期の評価結果をもって昇給するが、異動前の学校が年度評価所属であり、1年間の評価はあるが下期という単位の評価結果はない。ただ、一度も昇給に反映していない前年度1年間の評価結果があるので、これを生かすこととし、異動後最初の昇給では、この1年間の評価結果と、異動した年度の上期評価結果を活用して、昇給に反映することとする。なお、異動後2回目の昇給については、原則どおり、異動後の下期と上期の1年間の評価結果に基づき昇給することとなる。次に、「イ」は、事務局から学校へ異動する場合である。異動後の

所属は、本来は前年度1年間の評価結果をもって昇給するが、異動前の事務局が、上期・下期評価所属であったので、前年度の上期及び下期の評価結果はあるが、前年度1年間の評価結果はない。ただし、図のとおり、前年度上期の評価結果は、前年度における1月1日昇給に反映済みのものとなる。未反映の評価結果となると、前年度の下期の評価結果があるが、昇給の反映に必要となる1年間の評価結果ではないこと。また、1年間の評価結果で評価する者との均衡等を考えると、下期の評価結果のみを昇給に反映することは適当でないと考えたところである。そのため、異動後最初の昇給については、反映できる評価結果がないことをもって、勤務成績は標準として、昇給することとしている。なお、異動後2回目の昇給は、原則どおり、異動後の4月から3月までの1年間の評価結果に基づき昇給することとなる。

2の3ページにお戻りいただきたい。次に④であるが、令和5年1月1日の昇給に関する特例の規定（経過措置）についてである。

2の5ページの図4を御覧いただきたい。人事評価の本格実施は令和4年度からであるが、勤勉手当など給与への反映は5年度からとなるので、4年度の昇給（令和5年1月1日）は、5年度に反映する4年度の人事評価の評価期間と期間が重複しないようにするため、4年度に限っては、表のと通りの月数での評価とする経過措置を設けることとする。なお、改正にあたっては、令和4年度に限っての経過措置となるため、附則に規定することとする。表に書いている太字の3か月あるいは9か月での勤務成績を基に行うという経過措置である。

2の3ページにお戻りいただきたい。⑤であるが、その他として、①の昇給の勤務成績判定期間を人事評価の評価期間とする規定に対応できるよう、現行の規定である、勤務成績判定期間終了後に新たに教育職員等となった場合や、復職時における号給の調整を行う場合に関して、規定を整備するものである。以上が昇給に係る改正内容となる。

(2) 勤勉手当に係る改正についてである。関係する規則は、「県立規則」「職員規則」の2本の規則となる。表の下のコメ印のとおり、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員に関しては、同条例で、教育職員は県立学校の教育職員の例による、事務職員等は職員の給与に関する条例に掲げる行政職給料表等の適用を受ける職員の例によると規定していることから、市町村立規則の直接の改正はない。①だが、勤勉手当の勤務成績を反映する期間を、人事評価の評価期間とする改正である。県立規則では、基準日である6月1日及び12月1日以前の人事評価の評価期間の末日以前

6か月又は1年以内の期間と改正するものである。

2の6ページの図5を御覧いただきたい。現行では、基準日以前6か月で、勤務日数と懲戒処分を勤務成績として確認し、それに応じて勤勉手当を支給している。それに対し、改正後は、勤務成績の定義をそれぞれの太枠で色付きの帯の中の勤務成績のカッコ書きのとおり人事評価とし、その評価期間が「a」と「b」の職員は1年間、「c」と「d」の職員は半年間と異なるため、その両方の評価期間が規定上で読み取れるよう、改正するものである。

2の3ページにお戻りいただきたい。②であるが、人事評価期間の異なる所属へ異動した場合の取扱いに係る改正である。先ほど（1）の昇給に係る改正でも説明したが、例えば、学校から事務局への異動のように、人事評価期間が異なる所属へ異動した場合の勤勉手当への反映の取扱いについて定めておく必要がある。

2の6ページの図6を御覧いただきたい。まず、アは、学校から事務局への異動の場合である。異動後最初の勤勉手当となる6月勤勉手当については、異動後の所属が上期・下期評価所属であるので、本来は、前年度下期の評価結果を使うところであるが、異動前が年度評価所属であるため、1年間の評価結果はあるが、下期という単位の評価結果はない。ただ、一度も勤勉手当に反映していない前年度1年間の評価結果があるので、これを生かして、6月勤勉手当に反映することとする。なお、異動後2回目の勤勉手当となる12月勤勉手当については、異動後の所属での上期の評価結果があるので、その評価結果を勤勉手当に反映することになる。イは、事務局から学校へ異動する場合である。異動後最初の勤勉手当となる、6月勤勉手当については、異動後の所属が、年度評価所属であるので、本来は、前年度1年間の評価結果を使うところであるが、異動前が上期・下期評価所属であるため、1年間の評価結果はない。ただ、一度も勤勉手当に反映していない前年度下期の評価結果があるので、これを生かして6月勤勉手当に反映することとする。なお、異動後2回目の勤勉手当となる12月勤勉手当については、図のとおり、基準日の12月1日において評価期間中により、反映できる評価結果が出ていないため、勤務成績を標準として手当に反映することとなる。

2の3ページにお戻りいただきたい。②に関して、「県立規則」については、規定不要としているが、①の改正の人事評価の評価期間の末日以前6か月又は1年以内の期間の規定により対応できることから、特段規定はしないこととしている。「職員規則」については、①の改正の「人事評価の評価期間の末日以前6か月以内の期間」の規定であ

るため、異動前の1年間の評価結果が反映できるよう、附則に規定することとしている。

③は、令和4年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例の規定についてである。

2の7ページの図7を御覧いただきたい。人事評価の本格実施は令和4年度からであるが、給与反映は5年度からとなるので、4年度の勤勉手当も、先ほど説明した(1)昇給の取扱と同様に、5年度に反映する4年度の人事評価の評価期間と期間が重複しないようにするため、4年度に限って、表のとおり月数での評価となる経過措置を設けることとする。なお、改正にあたっては、令和4年度に限っての経過措置となるため、附則に規定することとする。

2の3ページにお戻りいただきたい。6 施行期日であるが、令和4年度の人事評価結果を使うこともあり、令和4年4月1日としている。

———原案のとおり議決

議決第41号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 3の1ページをお願いします。1 改正理由について、前回3月10日のこの会議で協議いただき、方向性等について御了解頂いたので、お示したスケジュールどおり、市町村立学校長の管理職手当区分の見直しについて人事委員会へ諮り、先日、了解が得られたことから、本日、これに係る規則の改正についてお諮りするものである。

2 改正する規程は、市町村立学校の教職員の給与に関する規則となる。

3 改正内容である。資料にはないが、区分見直しについて、前回のこの会議でも御説明したが、簡単に振り返ると、管理職手当区分の見直しにあたっては、職務の困難性の指標として、まず、学級数を用いて判断している。各校種ごとに、それぞれ基準学級数を定め、翌年度の見込学級数が基準学級数以上かどうかにより、まず判定を行う。次に、学級数以外の困難性要件として、日本語指導が必要な児童生徒数、特別支援学級数若しくはその対象児童生徒数、教職員数、地域の中心校であるかなどを指標として用いて判定している。こうした基準に基づき整理した令和4年度の区分見直しについては、真ん中の表のとおり、3種に指定する学校については区分の変更はない。現在、5種である佐太小、出東小、三成小、長久小、仁多中の計5校については、基準学級数を上回る見込みであることから、手当区分を4種とする。現在4種である社日小、久手小、湖陵中、奥出雲町立横田中、益田市立横田中については、来年度の見込み学級数が、4種

の基準学級数を下回る見込みであることから、手当区分を5種とする。以上の整理をもって、規則を改正することとしている。

3の2ページをお願いする。改正する市町村立学校の教職員の給与に関する規則の新旧対照表となる。改正は、区分見直しの結果により、表の学校名を手入れする改正となるが、5種から4種になる学校及び4種から5種になる学校の改正については、別表第9の5の一部改正となる。その改正内容は、3の2ページの新旧対照表のとおりである。

なお、県立学校については、前回3月10日のこの会議で御説明したとおり、手当区分に変更がなく、見直しを行わないことから規則の改正は生じない。

3の1ページにお戻りいただきたい。4 施行期日については、令和4年4月1日としている。

———原案のとおり議決

議決第42号 文書の左横書き実施要領の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 4の1ページをお願いする。1 改正理由である。令和4年1月11日に、政府の内閣官房長官通知により、現代社会における公用文作成の手引きになるものとして、公用文作成の考え方が示された。従来からある手引きは、今から70年前、昭和27年に内閣官房長官依命通知により示された公用文作成の要領というものがあったが、これを廃止し、それに替わる新たな手引きが示されたものである。新たな手引きである公用文作成の考え方は、国の文化審議会においてまとめられたものであるが、その前書きにおいて、従来の手引きの作成から70年を経えており、基本となる考え方は現代にも生きているものの、公用文における実態や社会状況との食い違いが指摘されていること、そうした状況も踏まえ、これからの時代にふさわしい公用文作成の手引きとするために取りまとめられたことが述べられている。なお、こうした手引きはあくまでも政府機関に係るものであり、各自治体の公用文作成に直接影響するものではないが、本県の規程である「文書の左横書き実施要領」において、旧来の手引きである「公用文作成の要領」を引用している箇所があること。また、内容についても、新たな国の手引きである「公用文作成の考え方」を踏まえ、現在の実態に即したものとすることが適当であることから、このたび改正をお諮りするものである。

2 改正する規程は、文書の左横書き実施要領である。

3 改正内容であるが、1点目は、規程中に旧来の国の手引きの名称を含んでいるので、新たな手引きの名称に改めるものである。2点目は、規程中の別表に数字及び符号の用法の例示というものがあるが、この内容を現在の実態に即したものに改めるものである。具体的には、資料に記載しているとおり、「—」（ダッシュ）の削除、「-」（ハイフン）、「【】」（隅付きかっこ）の新設などを行うものである。詳細は、4の2ページ以降に新旧対照表を載せている。

4 施行期日であるが、令和4年4月1日とすることとしている。

5 その他に記載しているとおり、知事部局における同名の規程についても、同じように改正がなされることを申し添える。

———原案のとおり議決

議決第43号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 5の1ページをお願いします。1 改正理由であるが、令和4年度の組織改正に伴い、関係規程の改正をお諮りするものである。

2 改正する規程は、島根県教育庁等組織規則である。

3 改正内容である。教育指導課の課内組織について、令和4年度から新学習指導要領が実施となることなどから、より体制を強化するため、これまでの学力育成スタッフを再編成することとした。学力育成スタッフを廃止し、教育推進スタッフ、高等学校教育推進スタッフ、小中幼児教育推進スタッフと改めるものである。

5の2ページをお願いします。再編成に伴い、同規則の改正に係る新旧対照表となる。向かって右側の改正前の欄の真ん中あたるところ、キャリア教育の推進に関すること、県立学校及び小中学校等の教育魅力化に関すること、心の教育の推進に関すること、幼児期における養育及び教育環境の支援に関することの各事務について、スタッフに移管することから、現在の項目の後についているかっこ書きの地域教育推進室を削る改正を行うものである。また、改正後の欄で、地域教育推進室の所掌事務として、新たに、(12)として、地域教育の推進に関すること（地域教育推進室）を定める改正を行うものである。なお、同じく改正後にある(11)教育センターに関することは、順序の整理によるものである。

4 施行期日であるが、令和4年4月1日とすることとしている。

———原案のとおり議決

議決第 44 号 島根県教育庁等公印規程の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 6の1ページをお願いします。1 改正理由である。公印のうち教育委員会印、教育長印については総務課で管理をしているが、これを押印する際には、備え付けの公印使用簿を記入することが定められている。今回、お諮りする改正は、職員の事務負担軽減の観点から、この記入を省略できる範囲を拡充するものである。

2 改正する規程は 島根県教育庁等公印規程である。

3 改正内容である。まず、公印使用簿の様式について、6の3ページをお願いします。公印使用簿は、公印の使用履歴を把握し、適正な使用を確保することを目的とするものであり、そこにあるように、使用年月日、文書番号、件名、宛先、使用枚数、主務課を記載するようになっている。一方で、公印を押印する文書を職員が起案する場合は、現在は総合文書管理システムという、パソコンを使った庁内システムを使用するケースが大半となっている。システムを使用することで、各所属の文書番号が自動で採番され、件名や宛先等がシステム上で台帳化されることから、使用簿には、文書番号と主務課が記載されていれば、件名や宛先はシステムにより追跡することが可能となっている。こうしたことを踏まえ、このシステムを使用して採番された文書については、ことさら使用簿に手書きで、件名、宛先の記入を求める必要性に乏しいこと、また、職員の事務負担軽減の観点からも、これらの項目の記入を省略できることとするものである。なお、このシステムにより電子決裁を行うことが可能であり、その場合、決裁後の文書の公印審査についてもシステム上で行うこととなる。この場合、公印を使用することも含めてシステム上に記録として残ることから、公印使用簿の記入自体が不要となっている。このことは、6の4ページの島根県教育庁等公印規程（抜粋）のアンダーラインの部分が運用の根拠となっている。

6の3ページへお戻りいただきたい。今回の改正（内容）は、この新旧対照表の改正後のおおりに、既存の様式に備考として、従来からの取扱いや、今回、新たに考えた省略できる範囲の内容を記載するというものである。

6の1ページにお戻りいただきたい。4 施行期日であるが、令和4年4月1日とすることとしている。

5 その他にあるとおりに、知事部局における同趣旨の規程についても、同じような改正がなされることを申し添える。

議決第 45 号 島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部改正について
(社会教育課)

○野々内社会教育課長 7の1ページをお願いします。1 改正理由の(1)に記載のとおり、県立図書館では、年末年始などのほか、原則として毎週月曜日を休館日として定めているが、現在、月曜日が祝日に当たる場合には、開館することとしている。この場合、現行の規則上、振替休館日を設けていないため、その週は休館日が無くなることから、館内の点検や維持管理に要する日を毎週1日は確保したいと考えており、上記のような場合に、振替休館日を設けようとするものである。また、(2)の記載のとおり、西部読書普及センターにおいては、現行の規則上、臨時休館等の規定を設けていない。新型コロナウイルス感染症などの影響により、休館せざるを得ない場合も想定されることから、今回併せて臨時休館等をできる規定を設けようとするものである。

2 改正する規定は、島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則である。

3 改正内容は、先ほど説明した内容のとおり、(1)月曜日が祝日に当たる場合、その翌日以降の最初の休日でない日を休館日とすること、(2)西部読書普及センターについても、県立図書館と同様に、臨時休館等することができることとすること、などである。

次の7の2ページに改正内容について、新旧対照表を付けているので、併せて確認いただきたい。7の1ページにお戻りいただきたい。4 施行期日については、令和4年4月1日としている。

○朋澤委員 現行の改正前のところでは、12月28日から翌年1月4日までが休館とあるが、お盆等の休みはないということか。

○野々内社会教育課長 はい。そのとおりである。

○朋澤委員 なので12月28日から1月4日、それから毎週月曜日、毎月第1木曜日が休みで、あとの祝祭日は休みではないか。

○野々内社会教育課長 そのとおりであるが、別に特別整理期間があり、年間10日以内で整理する期間を設けており、その期間は休みである。

○朋澤委員 その休館日は、図書館を利用される方々にはどの様に、周知されるか。

○野々内社会教育課長 こちらについては、公告とかホームページ等で周知することと

している。

○朋澤委員 図書館等を利用される方にとってわかりやすい開館日がふさわしいと思っているので、行ってせっかく来たのにお休みだったとがっかりされないような周知の仕方をお願いできたらと思う。

———原案のとおり議決

報告第 92 号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 8の1ページをお願いする。前回のこの会議以降での動きとして御報告する対応は3点である。

1点目は、1. 部活動における感染対策の強化への対応である。県内の新型コロナウイルス感染症の拡大が高止まり傾向にあり、特に学校及び児童福祉施設に通う年齢層の感染拡大が収まらない状況や、春休みにおける社会全体での活発な人流など、感染拡大のリスクが一層高まる懸念等を踏まえ、県立高校及び特別支援学校の部活動を3月25日から3月31日、原則停止とする制限の強化に取り組んだところである。なお、(3)のとおり特例を設け、①の公式大会等への参加について学校長が認めるもののみ可能とすることや、②のとおり、大会に向けた通常の活動及び練習試合等の実施を可能とすることとしている。また、(4)のとおり、県は、3月16日にオンライン会議を開催し、市長会及び町村会に対し、各市町村立学校の部活動でも、地域の感染状況や、学校での感染状況に応じた対応を検討するよう要請した。要請に対する各市町村の対応状況は、資料の表のとおりである。8の2ページをお願いする。②のとおり、私立の中学校・高校、国立の義務教育学校などに対しても検討の要請がなされている。また、③のとおり、県は、スポーツ少年団等の小中学生を対象とした活動に対しても、部活動と同様に、活動の停止等、感染拡大防止への協力を呼び掛けている。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業実態調査（文部科学省）への対応等である。前回、この会議までで、第1回から第3回の計3回分の報告及び、文部科学省の全国状況の公表計3回分を御報告した。本日は、時点調査報告の第4回、3月9日時点の本県の回答及び文部科学省の公表を御報告する。(2)の調査結果であるが、一番下に今回4回目の回答分を載せている。学年・学級の臨時休業および学校全体の臨時休業を行った学校数は、共に前回と比較して、横ばいといった結果であった。

8の3ページをお願いします。島根県の4回分の回答となる。8の4ページをお願いします。文部科学省が4回目の全国の状況を公表したものである。全国の対象学校数約35,000校のうち、学年、学級閉鎖の措置をとった学校は3,029校で、前回の3,951校に対し、922校の減、学校全体の臨時休業の措置をとった学校は、186校で、前回の270校に対し、84校の減となっている。

8の2ページへお戻りいただきたい。3点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査（文部科学省）の公表等である。3月18日に、文部科学省が全国の状況を公表した。公表資料は、8の5ページから8の20ページに、また、参考までに、前回3月10日のこの会議で報告した島根県の回答を8の21ページに付けている。8の5ページに、調査の条件に合致した学校数が、幼稚園、小中高、義務教育学校、特別支援学校等の合計で、全国で4,802校あったこと。8の6ページの右肩に赤線囲みで、調査対象となった小学校等の99.9%で臨時休業期間中に学習指導が実施されていたとの記載がある。8の7ページから8の12ページは、校種別の全国集計の状況、8の14ページから8の20ページは、校種別・都道府県別の回答状況となっている。

○朋澤委員 部活動等における感染対策と書いてあるが、3、4月は、卒業式、入学式等あると思うが、卒業式に関して、県内で、感染によつての支障があった学校の情報があるか。

○大野学校企画課長 県立学校については、卒業式については、全ての学校で、問題なく実施している。当然、感染対策は万全を期しており、換気など基本的な対策の徹底、それから、参加する方を保護者に限定する、在校生についても、ごく一部に限定する対応をされている。また、時間を短縮したり、卒業式の式典後の教室には保護者は入らずICTで様子を見る、そういった様々な対応を行った上で、予定どおり卒業式ができたと同っている。

○朋澤委員 では、卒業される生徒、児童については、陽性者の方は見られなかったということか。

○大野学校企画課長 今、詳細のデータがないが、コロナ感染などで卒業式に参加できなかった生徒がいるという情報は今のところ把握していないので、基本的には実施できたと考えている。

○朋澤委員 では、入学式についても、同じような対応ということか、

○大野学校企画長 入学式については、4月7、8日ごろから始まるが、基本的に同様の対策を徹底した上で、予定どおり実施する方向で考えている。

○朋澤委員 やはり人生の節目で、皆さん楽しみにしておられる行事であると思うので、心配なくハレの日を迎えられたらいいと思う。

○河上委員 学校は春休みに入ったが、県立高校など寮を抱えている学校については、寮の対応は、どのようになさっているか、教えていただきたい。

○大野学校企画長 県立高校の宿舎については、毎回、長期休業の前に、通知を発出している。その中で、春休みに向けた通知を3月11日に発出をしている。内容としては、県全体の方針として、県外への移動はなるべく控える、県外からの帰省もなるべく控えるという方針も示されているので、県立学校についても、県外への帰省については、帰省先の都道府県の状況を確認した上で、帰省を極力控えてもらうなど、慎重な対応を求めるということをまず行っている。また、帰省しない生徒がいる場合は、寮が閉まってしまい、居場所がなくなるので、そういう部分については、学校で近隣の宿泊施設を確保して、その利用は県費で負担するということを行っている。帰省した後、始業式の前に県内に帰ってくる際は、健康観察のために、近隣の宿泊施設を県費で確保するということをこれまでも行ってきたが、今回の春休みについても、同様の対応を計画している。当然ながら、帰ってきた生徒の健康観察は通常時以上に慎重に行うことも併せて示している。

———原案のとおり了承

報告第93号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について（教育指導課）

○木原参事 9の1ページをお願いする。令和4年度の公立高等学校入学者選抜について、第2次募集の選抜も終わり、最終的な合格状況が確定したので御報告する。

まず、1の第2次募集の状況であるが、入学定員に満たない人数のところを募集している。その結果、出願者数は全日制で18名の出願があった。定時制では10名の出願があり、合計28名ということになっている。検査を18日に実施して、この検査には全員が受検をしている。先週23日に合格発表を行っているが、合格者数は全日制で15名、定時制7名の合計22名ということになっている。カッコ内が昨年度の数値であるが、出願者数、合格者数、いずれも若干減少している。

この結果、最終的な合格が確定しているので、2の最終合格状況ということで取りまとめている。全日制では、入学定員の5,140人に対して、合格者総数は4,423人ということで、定員に対する充足率が一番右側であるが0.86という数字になっている。昨年度と同じ数値になっている。定時制については、定員が360名であるが、合格者総数が123名、充足率は0.34という結果になっている。トータルでは、充足率は0.83という結果になっている。表の下に記載しているが、今年度はコロナの感染が急拡大する状況もあって、この入学者選抜の取扱いに非常に神経を使ったところである。最終的に一般選抜の検査・追検査両方が受検できなかった受検生が若干おり、別途、個別に学力検査を実施している。その結果、この上の数値の引き算していただくとわかるが、2名が合格ということになっており、この数値を合格者総数のb欄と合格者数の内訳一般選抜のd欄の中に含めて、数字を入れている。別紙の大きな紙9の2ページのところに各学校の学科別の合格者数などをまとめている。詳細については、こちらを御覧いただければと考えている。今年度の入学者選抜はこれで終了している。先ほど申したように、コロナの感染が1月以降急拡大するところであったが、各中学校や高校の協力、それから、受検した生徒・保護者の皆さんにいろいろ御協力いただいて、無事に終えることができたということを御報告する。

○池田委員 第2次募集でも合格できなかった方は、浪人か。

○木原参事 個別のそれぞれの方が、どういう状況かというところは、我々としては把握できないところであるが、通常の私立の高校などを併願なさっているケースがほとんどではないかと考えている。かなりの該当の方は、私立の学校など他の進路をとっていらっしゃるのではないかと推測であるが、考えている。

———原案のとおり了承

報告第94号 令和4年度県立高等学校への学校運営協議会設置について（教育指導課）

○中村地域教育推進室長 10ページの方をお願いします。1 これまでの経緯である。2月に島根県立高等学校規程の改正をして、令和4年度からの学校運営協議会を設置することとした。その後、委員の任命手続きや意見の申出方法など制度運用の事務的な取決めとして、こちらに書いてある要綱を制定した上で、全ての県立高校へ制度導入の通知を行った。その後、協議会設置に関する意見について、全ての県立高校から現在、受けたという状況になっている。

2 学校運営協議会を設置する高校ということで掲げている。先ほどお話をさせていただいた島根県立高等学校規程第21条の7第3項の規定に基づいて、各校長から提出された協議会設置に係る意見を踏まえて、こちら資料に示しているとおおり、令和4年度は以下の23校の県立高校に学校運営協議会を設置することとなった。なお、残り13校は令和5年度に設置ということで、現在予定をしているということである。

3に高校からの主な意見ということで掲げさせていただいている。主な意見としては、今回の設置を契機として、地域を初めとする様々な方々から幅広い御意見をいただきながら、学校運営に反映させるといったことへの期待とか、これまで重複していた会議体を、この際、整理して、スムーズな学校運営をしていきたいといったような、ほぼ制度目的に沿った意見というものをいただいている。また、こちらに掲げていないが、今回、設置せず、令和5年度に見送るとした学校については、やはり委員の選定に時間を要する、調整を要するといった意見であるとか、コンソーシアム等の活動等、協議会の運営を調整したいといったような御意見があり、令和5年度の方に見送るといったような意見があった。

4 委員の想定人数である。今回の協議会設置意見に伴い、委員の任命に関する調査を行っている。結果としては、資料記載のとおり、23校の合計218名で1協議会平均9.5名ということで、政府の想定が、1協議会あたり12名というふうにしていたので、ほぼ想定範囲内で委員選定が行われるという状況になっている。ただし、このうち3校が12名を超えた委嘱を希望しているということであるので、現在その委員の必要性について各学校から聞き取り等を行い、調整をしている状況である。

5 今後のスケジュールである。現在、3月中旬となっているが、正式には3月18日付けで、各学校には学校運営協議会の設置をする旨を通知している。また、4月1日付けで協議会委員の委嘱を行うこととしている。また、5月20日を目途に、各学校から今回の協議会運営に係る活動の実施計画の提出を受けることになっている。

———原案のとおり了承

報告第95号 ICTを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定の継続について
(特別支援教育課)

○妹尾特別支援教育課長 11の1ページをお願いする。令和3年3月18日に島根県教育

委員会、島根県立大学、NTTドコモの3者により、ICTを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定を締結し、県内の特別支援学校において、教育現場におけるICT先端機器を活用した取組、それからスマートフォン安全教育を実施した。今年度の取組を踏まえ、学習場面における、より効果的なICT活用による児童生徒の個別最適化した学びのより一層の充実を図るため、令和4年度においても、この連携協定を継続することとしたので御報告する。

今年度の具体的な取組について御紹介する。資料11の8ページを御覧いただきたい。江津清和養護学校の生徒が、教室からアクアスの施設内に置いたテミロボットというカメラとモニターのついたロボットを遠隔操作し、アクアス内を見学したり、職員の説明を聞いたりしながら学習を行った取組である。また同じテミロボットを活用した取組として、11の6ページに、松江緑が丘養護学校が県立大学生と交流をした取組を載せている。さらに11の7ページには隠岐養護学校が中学生向けのオープンスクールで活用した取組を載せている。現在、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、特に医療的ケアのある児童生徒にとっては校外学習や交流及び共同学習、それから外部の人との関わり等、大切な学習や経験が制限される状況が続いている。その中で、このようなロボットなどの先端機器を用いた取組は、子どもたちの学習を保障する上で大変有効な取組であったと考えている。その他、資料にはないが、スマートグラスというレンズの内側に文字が映し出される眼鏡を用いた聴覚障がいのある生徒への支援等にも取り組んだ。また、スマートフォン安全教育もNTTドコモから講師を招き、7校で実施した。

11の1ページにお戻りいただきたい。3 令和4年度の取組としては、先端機器を拡充し、先端機器のトライアルやスマートフォンの安全教室に継続して取り組んでいく。また、今年度、トライアルの経験を踏まえ、一人一台端末を用いた個別最適なICT機器の活用を進めていく。本日は、令和4年度、新たに活用する先端機器であるGoogleグラスについて、デモンストレーションをする。教育委員会会議が閉会した後に、この場で委員の皆さんに御体験いただき、連携協定における取組についての御理解をいただきたいと考えている。

○原田委員 よい取組だと思っている。2つほど聞かせていただきたい。課題にある未実施校の取組の推進であるが、学校名を見ると、松江養護学校と益田養護学校の取組がまだなのかなと思うが、これは、ひも付きでどの学校にもやってもらうものなのか、うちはやるよ、やりませんよという選択をされるのか。

○妹尾特別支援教育課長 この取組は12校、どこもがするものかどうなのかということであるが、こちらについてはどこの学校にもまずは1回トライアルをしていただきたいと考えている。学校と相談した上で、今年度の場合は6校で行うことができた。残りの6校については令和4年度に取り組みたいと考えている。

○原田委員 先ほどのスマートグラスのところで、松江ろう学校、浜田ろう学校があったが、どちらも幼稚部がある学校であるけれども、幼稚部の幼児もこれを活用しているのか。

○妹尾特別支援教育課長 スマートグラスについては、めがねの内側にしゃべられる言葉が文字として映るというものであり、例えばその黒板を見ながら、先生が言われる言葉が文字に映されるということで、両方を確認したり、そういった理解としては、なかなか高度な部分もあり、主に高等部の取組となっている。

○原田委員 他のところもかなり高度なものがあるので、高等部に限定したり、あるいは児童生徒であるから、小中高の生徒を対象とした、このICT活用で幼稚部盲学校を含めた3校に、幼稚部の幼児が該当ではないという理解でよいか。

○妹尾特別支援教育課長 教育目標達成のために、いかにそのICT機器を有効に活用するかということが大事かと思うので、子供の年齢、発達段階等を制限しているわけではないが、ただ、やはりそういった機器の使用等を考えたときに、より有効に使える、児童生徒が主に使っているという状況がある。

○林委員 先ほどの原田委員の質問にもあったが、最先端の機器のトライアル、まだ、未実施の6校は、そのうちやってもらおうような話があったが、この3年度に実施したところが継続して、また、トライアルというものは、されるものであるか。

○妹尾特別支援教育課長 トライアルというのは一応、まずは使ってみるということをしてトライアルと位置付けており、今年度経験した6校については、そういった使った経験を生かして、さらに学習目標にどう生かせるかということ、また新たな活用方法を検討してください呼びかけているので、さらに取組まれるところもあるかと思う。

○林委員 ということは、本格的に活用したいという学校もやはりあるという、それが希望されれば、それに応えるような意向もあるということか。

○妹尾特別支援教育課長 それぞれ活用については各学校で検討をしているところであり、そういった要望があれば、県教委の方で把握して、県立大学やNTTドコモと協議をしながら、さらに取組を進めていきたいと思っている。

○池田委員 先ほどのスマートグラスについてであるが、眼鏡に字幕がでるのか。ちょ

つと前の朝日新聞で学校の生徒さんが、リモート、家で、そういった学習をするときにとても疲れるとあった。リモートで、耳から入ってこないので場面を見て、学習するのにすごく疲れるということが載っていて、眼鏡に字幕が出るというのを、わたしたちは経験したことがないが、それは一人一台だと自宅でできるということが考えられるのか。

○妹尾特別支援教育課長 スマートグラスについてであるが、現在のところは、NTTドコモの方でそのグラスを持っておられて、それをろう学校の方で使用するというトライアルを行っている。またその文字を言語化する、そういったアプリを使用しているが、それが、契約した学校でないと使えないという状況があり、その機器の数やアプリの使用の範囲というところで、なかなか各家庭でとか個々がというところにはまだ至っていない。あとは、デモンストレーションの件であるが、今日やるのは、全く新しい、今年度なかった機器を、体験していただこうと思っているが、そういった形でやるので、まだそこまで広がってはいないという状況である。

○原田委員 ICTはおそらくこれからどんどん広がって行って活用して、利用しやすくなり、子どもたちの使いやすさ、効果があることがおそらく今後広がるであろうと思う。そうすると、年齢に関係なく小さい子どもたちにも活用できることがでてくるし、そういった時代を望んでいるが、わたしの言いたいことは、児童生徒と書いてあることにこだわりがある。今年度、盲学校に幼稚部ができたのは素晴らしいことである。ろう学校であったり、そういうふうはこの今のこのスマートグラスだって、今度は違う形で映像を見せたりなんかしながらいくことがあるかと思うと、幼稚部の幼児も、特別支援学校があるんだよということを意識するためにも、幼稚部の幼児で、今後そういうふうで、発展していく中で、活用できるような形に取り組めるまで考えてほしいと思った。

○妹尾特別支援教育課長 ICTはやはり可能性があるもので、いろいろな年齢の段階で、いろいろな発達、障がいの状況の子に活用できると、これから広がっていくと思う。現時点ではなかなか幼稚部の子どもたちに生かす取組というところまでは至っていないが、年齢的にも幼稚部の段階の子にも使えるような、ICTの活用ということも今後考えていきたいと思う。

———原案のとおり了承

ついて（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 12の1ページをお願いします。特別支援学校高等部の教科書採択については、下段の囲みに書いているように、昨年9月1日の教育委員会会議において、645点の採択を報告したところである。その際に説明をしたが、高等部の教科書採択については期限を示した定めがないため、高等部入試を終え、令和4度入学生が概ね確定したので、改めて実態把握をした上で、教育長専決により新たに追加で採択をした。採択に係る基本方針に則り、生徒の発達段階、障がいの状況や教育課程を考慮して、次のようになった。

新規採択のところである。（1）新入生の実態を踏まえ、高等学校用文部科学省検定済教科書を新たに4点採択した。（2）学校設定科目で使用する、学校教育法附則第9条による一般図書として新たに10点採択した。これは、盲学校保健医療科において使用する教科書である。（3）学校教育法附則第9条による一般図書として新たに31点採択した。そのうち、小中学部の知的障がい者用文部科学省著作教科書16点、これは高等部においても、生徒の実態により使用する場合があるので、採択している。また、知的障がい特別支援学校において使用する文部科学省検定済教科書15点、合わせて31点を採択することとした。合計45点を新たに採択している。

12の2ページ以降を御覧になっていただきたい。12の2ページの方には、（1）高等学校用文部科学省検定済教科書4点である。（2）学校設定教科で使用する一般図書10点である。先ほど説明した盲学校の保健医療科で使用するものである。

12の3ページの方である。（3）学校教育法附則第9条による一般図書である。知的障がい者の小学部中学部を想定して文部科学省にて作成された教科書16点である。本日はサンプルとしてこの著作本を持ってきているので、御覧になっていただきたいと思う。教科としては、国語と算数と音楽の3教科のみ作られている。また、段階において小学部が星1つ、星2つ、星3つという段階で作成されている。中学部が星4つ、星5つという小中で5段階の教科書として作られている。

それでは12の4ページである。これは一般図書の残りの15点、これは知的障がい特別支援学校において、文部科学省検定済教科書を使うケースがあるため採択している。先ほど12の3ページと合わせて一般図書は合計31点となる。

———原案のとおり了承

報告第 97 号 令和 3 年度島根県体育・健康優良学校等表彰について（保健体育課）

○舟木保健体育課長 13 の 1 ページを御覧いただきたい。この表彰は、児童生徒が生涯を通じて体育・スポーツに親しむとともに、健康で安全な生活を営むことができる能力や態度を身につけるための優れた取組を行っている学校などを表彰するもので、今年度は 2 の表のとおりであり、表彰部門別に、先般、3 月 22 日に、教育委員室において、表彰を行った。健康教育、学校歯科保健、学校安全、学校給食調理場の 4 つの部門の被表彰校の概要については、次の 13 の 2 ページ以降を御覧いただきたい。なお、このたびは、学校体育の部門の該当はない。

まず 13 の 2 ページ、健康教育の部である。出雲市立浜山中学校である。「体幹に支えられた『TPO に応じた正しい姿勢』がもたらす様々な教育活動への効果の検証」を研究主題として、体幹と姿勢を意識する場面を教育活動の中で、意図的に設定するといった様々な取組をされたということで、生徒や教職員の健康づくりについて、考え、効果を上げていることなどが評価された。次に、学校歯科保健の部である。松江市立揖屋小学校と松江市立講武幼稚園が受賞された。揖屋小学校は、オーラルヘルスプロモーションの推進を通し、歯科技術専門学校と連携した歯科衛生士指導などに取り組み、生涯を通じて自ら進んで健康的な行動を選択できるよう、児童や保護者に正しい知識をわかりやすく展開していることが評価された。次に、講武幼稚園である。歯の健康についてのアンケートを通して、家庭ごとに積極的な支援をし、また、年間を通じ、「ほげんだより」を通して情報発信をするなど、保護者との綿密な連携をしていることが評価された。

13 の 3 ページ。学校安全の部であるが、こちらは飯南町立赤来中学校である。新型コロナウイルス感染症への対応を生徒自身が考え、実践する安全教育に加えて、生徒視点の施設修繕管理や地元の飯南消防署と連携したアレルギー対応建築など、工夫した安全教育が行われているのが評価された。最後に、学校給食調理場の部門である。江津市立桜江学校給食センターと川本町学校給食センターが受賞された。桜江学校給食センターは、各教科などの食に関する指導に教材として活用されるよう献立が作成され、また、地元の食材を表示した献立表や生産者の紹介等を掲載し、食育だよりの作成など工夫されていることが評価された。川本町学校給食センターは、日本や世界の多様な食文化に理解を深める献立が工夫され、試食会、食育後援会や調理講習会などの保護者参加型

の活動を、センターが中心となって実施していることが評価された。

———原案のとおり了承

**報告第 98 号 令和 3 年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第 2 期分）について
（社会教育課）**

○野々内社会教育課長 14 の 1 ページをお願いします。この表彰は、本県の芸術文化の発展向上への功績が顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年等を表彰するものである。第 1 期分は、昨年 12 月の教育委員会会議において、11 月までに受賞決定となったものを御報告したところであるが、今回は昨年 12 月以降から直近までに受賞決定となったものを御報告する。今回の第 2 期分の受賞者は、2 個人の計 2 件である。

次の 14 の 2 ページを御覧いただきたい。まず、松江市立義務教育学校玉湯学園 9 年藤原春奈さんは、全国中学生創造ものづくり教育フェアの「豊かな生活を創るアイデアバッグ」部門で、全国 1 位となる文部科学大臣賞を受賞された。また、松江西高校 3 年の森尾徹也さんは、全国高等学校英語スピーチコンテスト第 1 部において、全国 1 位となる文部科学大臣賞・文部科学大臣杯を受賞された。なお、第 2 期分の知事表彰はここ数年該当がなく、今回の表彰は、平成 29 年度以来、4 年ぶりのこととなる。

14 の 1 ページにお戻りいただきたい。4 の表彰式であるが、明日 29 日に島根県庁で行われる予定になっている。

———原案のとおり了承

**報告第 99 号 令和 3 年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第 2 期分）について
（社会教育課）**

○野々内社会教育課長 15 の 1 ページをお願いします。この顕彰は学術・文化活動において、優秀な成果をおさめた児童生徒等を顕彰するもので、こちらも毎年度 2 回に分けて顕彰しており、今回が昨年 12 月に続き 2 回目となる。今回の第 2 期分の受賞者は、児童生徒 3 団体、21 個人の計 24 件である。

なお、顕彰式は 4 のとおり、先週 25 日にサンラポーむらくもで行ったことを御報告する。

次の 15 の 2 ページに、受賞者一覧を記載している。今回は全国教育美術展などの美術

系の入賞者が多いのが特徴となっている。

———原案のとおり了承

報告第 100 号 文化財（登録有形文化財）の登録について（文化財課）

○中島文化財課長 16 の 1 ページをお願いします。3 月 18 日に開催された国の文化審議会
で、県内の建造物について登録有形文化財とするよう答申があったので、御報告する。
今後官報告示を経て、正式な手続きを進めていく。最初の建造物は美保神社拝殿である。
概要については、アからオのとおり掲載している。建築年代は大正 13 年で、平成 10 年
に、一部改修されている。構造は、木造平屋建、柿葺、建築面積は 203 m²である。特徴
としては、桁行 16 メートル、梁間 12 メートルを超える切妻造りで、左の写真の左側で
あるが、正面に千鳥破風の下屋が取り付けられた重厚感がある外観であり、一方、内部
は石敷きで円柱を並べて、厳かな空間を形づくるとともに、四面とも壁をはずし、4 方
向とも開放されている。また、天井を貼らずに整然とした小屋組をみせているなど、本
殿は重要文化財であるが、雄大な本殿に相応しい、堂々としたつくりとなっている。平
安神宮や明治神宮などを設計した、明治大正時の代表的な建築史家である伊東忠太が監
修し、明治神宮造営局技手の木村米次郎の設計である。

2 評価については、港町として栄えた美保関の由緒ある神社に相応しい拝殿であり、
登録基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」と評価された。この登録基準
については 16 の 2 ページに記載している。これについては、省略させていただく。

16 の 1 ページの 3 にお戻りいただいて、登録された後の登録有形文化財の件数は松江
市内で 39 件、県内では 207 件となる。

———原案のとおり了承

承認第 12 号 島根県立古代出雲歴史博物館の休館について（文化財課）

○中島文化財課長 資料 17 ページをお願いします。1 主旨のとおり、令和 4 年 3 月 24 日
に古代出雲歴史博物館の関係者の新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたため、
感染拡大を防止するため、指定管理者から博物館条例第 12 条第 2 項の規定「指定管理者
が教育委員会の承認を受けて休館することができる」に基づく休館の承認申請があり、
2 承認内容のとおり、3 月 24 日から 3 月 27 日まで休館すること、ただし、館内で安全

を確認したときは早期に開館することを妨げないことを教育長が臨時に代理で承認した。

3 開館までの対応状況については、3月24日に休館を公表し、保健所の指導のもとで、館内の消毒を行っている。また、博物館には濃厚接触者等、疫学調査による検査対象と判断された関係者はいなかった。また、来館者と接する業務を担当する者については、PCR検査の結果、全員の陰性を確認した。併せて関係者の健康調査などを行い、安全を確認した上で、3月27日に予定どおり28日から開館することを決定し公表した。以上の対応を経て、本日28日から通常どおり開館をしている。承認を求める事項であるが、本件については、1 主旨のところの下から4行目にあるように、感染症拡大防止のため、早急に対応する必要があったため、先ほども申したとおり、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定「緊急やむを得ない事情により、教育委員会会議に付する暇がないとき」に基づき、教育長が臨時に代理して承認をしたところである。ついでには、同条第2項の規定「教育長が臨時に代理をしたときは、これを次の教育委員会会議において報告し、その承認を求めなければならない」により報告するので、承認いただくようお願いする。

——-原案のとおり承認

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第46号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」の実施について
(学校企画課)

——原案のとおり議決

議決第47号 令和4年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について
(教育指導課・特別支援教育課)

——原案のとおり議決

報告第101号 令和4年度教育委員会事務局等職員定期人事異動(事務職員等関連分)につ
いて(総務課)

——原案のとおり了承

報告第102号 令和4年春の叙勲内示について(総務課・保健体育課)

——原案のとおり了承

報告第103号 特別支援学校聴覚障がい教育専任教員の認定及び配置について(特別支援教
育課)

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 16時10分